

西高同窓会囲碁クラブ会員規約(2008年4月19日制定)

本会は、2008年4月19日、別紙記載の発起人によって設立されたものであり、当該発起人の出資による基金により、運営を開始する。

1. 名称

本会は、「都立西高囲碁クラブ」と称する。

2. 目的

本会は、囲碁棋力の向上と囲碁を通じて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

3. 会員

- (1) 本会会員は、都立西高等学校(以下西高)囲碁同好会、囲碁部、囲碁将棋部OBOGとして西高同窓会会員名簿に記載されている者、および、西高の生徒・同窓会会員・教職員・PTA会員・卒業生の父母子女、その他西高関係者で入会を希望し、所定の手続きを経た者によって構成する。
- (2) 会員は、普通会员とネット会員よりなる。
- (3) 普通会员は、総会に出席できるほか、すべての活動に参加することができる。
- (4) ネット会員は、ネット上のすべての活動に参加することができる。

4. 運営

- (1) 本会の運営に関する基本事項は、定時総会において決定する。
- (2) 本会の事業年度および会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

5. 総会

- (1) 総会は、本会の最高意思決定機関であり、決議を要する場合は、総会出席者の過半数の賛成を以て行う。
- (2) 総会は、会長が招集し、役員過半数の出席を得て成立する。
- (3) 総会は、定時総会を原則として毎年4月の第2土曜日に西高会館において開催するものとする。また、臨時に総会を開催する場合は、全ての会員にその趣旨および開催日時を周知する。
- (4) 定時総会は、前年度の決算および事業報告、新年度の予算および事業計画、本会役員の選任、本規約の改廃等の重要事項を審議し決定する。

6. 役員

- (1) 本会の役員として、以下の役員を置き、役員を構成メンバーとする役員会を設置する。
 - ・ 会長 1名
 - ・ 副会長 2名～5名
 - ・ 監査役 1名～2名
 - ・ 代表幹事 1名
 - ・ 会計幹事 1名
 - ・ 幹事 数名
- (2) 会長は、本会を代表し、本会の維持発展および事業の執行を指導する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、本会の維持発展に協力する。
- (4) 監査役は、会計および事業の執行全般にわたり必要な監査を行い、定時総会において監査結果を報告する。
- (5) 代表幹事は、事業執行の責任者であり、幹事と共に事業の執行に当たる。
- (6) 会計幹事は、本会の会計を担当する。
- (7) 幹事は、事業執行に必要な役割を分担する。
- (8) 役員会は、会長、または代表幹事の求めにより適宜開催する。
- (9) 役員会は、事業執行に関わる重要事項を協議し決定する。なお、役員会の協議が整わない場合は、会長の判断を優先する。
- (10) 役員は定時総会において選任するものとし、任期は翌期の定時総会終了の時までとする。ただし再任を妨げない。なお、役員の候補は会長が指名するほか、立候補による。
- (11) 会長が任期途中で辞任、あるいは事故等により任務を遂行できない時は、副会長が代行する。また、副会長あるいは監査役に欠員が出た場合は、次期定時総会までの間、会長の指名によりこれを補充することができる。

7. 会費等

- (1) 発起人の出資による基金の総額は93,000円であり、本会の会計に繰り入れるものとする。
- (2) 本会の会員は、所定の会費を支払うものとする。ただし、退会を申し出た者、本会の各種事業に参加する意思のない者については、会費の支払いを要しない。
- (3) 本会の年会費、およびその他の事業等への参加費については役員会において定める。

9. 会計

- (1) 本会の会計は、会計幹事が行うものとし、会計幹事を代表者とする本会の銀行預金口座を維持管理する。
- (2) 会計幹事は、監査役求めがあればいつでも、入出金に関する証憑類等を整備した上で、当該年度の収支状況および現預金等の資金状況について監査役に報告する。
- (3) 会計幹事が任期途中で辞任、あるいは事故等により任務を遂行できない時は、後任が指名されるまでの間は、代表幹事が当該業務および銀行預金口座を引き継ぎ会計を行う。

10. その他

- (1) 事業の執行、あるいは本規約に疑義がある場合は、役員会において解決を図るものとする。
- (2) 会長が必要と判断する場合は、議事録の作成を指示し、本紙を自ら保管する。
- (3) 本会はホームページを開設運営し、その詳細は役員会において決める。会員に対する連絡等は、原則として電子メール、およびホームページによるものとする。

付則

- (1) この規定の改廃は、定時総会において行う。
- (2) この規定は、2008年4月19日から実施した。
- (3) この規定は、2010年4月10日に上記の通り改定し、定時総会の承認を得て実施した。
- (4) この規定は、2013年4月13日に上記の通り改定し、定時総会の承認を得て実施した。
- (5) この規定は、2021年4月吉日に上記の通り改定し、ネットによる定時総会の承認を得て実施した。